

その他の福祉事業の取扱いについて

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月25日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

その他の福祉事業の取扱いについて

- 1 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。
- 2 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。
- 3 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。
- 4 その他の事業については、新市において調整する。

平成16年4月8日確認 大野郡5町2村合併協議会